

平成29年度5年経験者研修実施要項

さいたま市教育委員会

1 目的

5年経験者研修は、これまでの研修内容及び教職経験を踏まえて、教科指導等における専門的な知識や技能の充実を図り、実践的指導力や教員としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象

- (1) 5年経験者研修の対象となる教員（以下「5年経験者研修教員」という）は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く）が4年に達した者とする。
- (2) 在職期間のうち別表Ⅰに掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (3) 別表Ⅱに掲げる者は、5年経験者研修の対象から除外する。
- (4) 別表Ⅲのような事由で当該年度に参加することが適当でないと校長が認める場合は、参加年度を次年度以降に繰り延べることができる。

3 内容及び方法

(1) 機関研修

機関研修は、さいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という）が実施計画を作成し、教育委員会の指導主事等が指導者となって実施する。

(2) 学校研修

学校研修は、教育委員会が作成する実施計画に基づき、5年経験者研修教員が所属する学校において実施する。その際、校長は、指導教員（教務担当、学年主任、教科等主任等）を充て、学校の実情に合わせて、指導教員を中心に全校体制で取り組むよう配慮する。

また、校長、教頭及び指導教員は、5年経験者研修教員が日常的な実践において、OJT※を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められるよう方策を講じるものとする。

4 その他 必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要項に定める事項は、平成29年4月1日より施行する。

別表Ⅰ 在職期間から除算する期間

(1)	地方公務員法の規定による休職または停職により職務を執ることを要しない期間
(2)	地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
(3)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業した期間
(4)	私立の学校の教諭として在職した期間について、(1) または (3) の期間に準ずるものとして教育委員会が認める期間
(5)	その他在職期間から除算すべき期間として教育委員会が認める期間

別表Ⅱ 5年経験者研修の対象から除外する者

(1)	臨時的に任用された者
(2)	他の任命権者が実施する5年経験者研修を受けた者
(3)	その他5年経験者研修から除外する者として教育委員会が認める者

別表Ⅲ 5年経験者研修に参加することが適当でない事由

(1)	研修日程が休職又は育児休業等の期間に当たり、参加することができない場合
(2)	健康上の理由等により、全日程に参加することが困難であると予想される場合
(3)	同一校に対象者が複数おり、一斉に参加すると学校運営上支障が生ずるおそれがある場合

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）